

特定教育・保育施設の利用者負担について

平成27年3月13日

藤枝市児童課

1 利用者負担額の設定について

- ① 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。
- ② 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て、決定される。
- ③ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては現行の幼稚園就園奨励費、保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては現行の保育所運営費による保育料設定を考慮し、利用者負担額が設定されている。
- ④ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

2 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額（月額）

現行制度

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護	—	0円
②市民税 非課税世帯	～270万円	9,100円
③市民税 所得割額 77,100円未満	～360万円	16,100円
④市民税 所得割額 211,200円未満	～680万円	20,500円
⑤市民税 所得割額 211,201円以上	680万円～	25,700円



国基準（案）

階層区分	利用者負担
①生活保護	0円
②市民税 非課税世帯	3,000円
③市民税 所得割額 77,100円未満	16,100円
④市民税 所得割額 211,200円未満	20,500円
⑤市民税 所得割額 211,201円以上	25,700円

本市基準（案）

階層区分	利用者負担
①生活保護	0円
②市民税 非課税世帯	2,600円
③市民税 所得割額 77,100円未満	13,000円
④市民税 所得割額 141,300円未満	15,000円
⑤市民税 所得割額 211,200円未満	17,000円
⑥市民税 所得割額 211,200円以上	20,000円

3 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額（月額）

現行制度			国基準（案）			本市基準（案）		
階層区分	推定年収	現行の 保育料	階層区分	利用者負担		階層区分	利用者負担	
				保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
①生活保護	—	0円	①生活保護	0円	0円	①生活保護	0円	0円
②市民税 非課税世帯	～260万円	6,000円	②市民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	②市民税 非課税世帯	6,000円	5,800円
③市民税 課税世帯	～330万円	16,500円	③市民税所得割額 48,600円未満	16,500円	16,300円	③市民税所得割額 48,600円未満	15,000円	14,700円
④所得税 40,000円未満	～470万円	27,000円	④市民税所得割額 97,000円未満	27,000円	26,900円	④市民税所得割額 69,000円未満	23,000円	22,600円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円	⑤市民税所得割額 169,000円未満	41,500円	40,900円	⑤市民税所得割額 97,000円未満	25,000円	24,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円	⑥市民税所得割額 301,000円未満	58,000円	57,100円	⑥市民税所得割額 133,500円未満	28,000円	27,500円
⑦所得税 734,000円未満	～1130万円	77,000円	⑦市民税所得割額 397,000円未満	77,000円	75,800円	⑦市民税所得割額 169,000円未満	28,000円	27,500円
⑧所得税 734,000円以上	1130万円～	101,000円	⑧市民税所得割額 397,000円以上	101,000円	99,400円	⑧市民税所得割額 200,000円未満	29,000円	28,500円
						⑨市民税所得割額 239,000円未満	29,000円	28,500円
						⑩市民税所得割額 301,000円未満	30,000円	29,400円
						⑪市民税所得割額 397,000円未満	31,000円	30,400円
						⑫市民税所得割額 397,000円以上	40,000円	39,300円

4 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額（月額）

現行制度			国基準（案）			本市基準（案）		
階層区分	推定年収	現行の 保育料	階層区分	利用者負担		階層区分	利用者負担	
				保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
①生活保護	—	0円	①生活保護	0円	0円	①生活保護	0円	0円
②市民税 非課税世帯	～260万円	9,000円	②市民税 非課税世帯	9,000円	9,000円	②市民税 非課税世帯	7,000円	6,800円
③市民税 課税世帯	～330万円	19,500円	③市民税所得割額 48,600円未満	19,500円	19,300円	③市民税所得割額 48,600円未満	17,000円	16,700円
④所得税 40,000円未満	～470万円	30,000円	④市民税所得割額 97,000円未満	30,000円	29,600円	④市民税所得割額 69,000円未満	25,000円	24,500円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円	⑤市民税所得割額 169,000円未満	44,500円	43,900円	⑤市民税所得割額 97,000円未満	29,000円	28,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円	⑥市民税所得割額 301,000円未満	61,000円	60,100円	⑥市民税所得割額 133,500円未満	36,000円	35,300円
⑦所得税 734,000円未満	～1130万円	80,000円	⑦市民税所得割額 397,000円未満	80,000円	78,800円	⑦市民税所得割額 169,000円未満	42,000円	41,200円
⑧所得税 734,000円以上	1130万円～	104,000円	⑧市民税所得割額 397,000円以上	104,000円	102,400円	⑧市民税所得割額 200,000円未満	48,000円	47,100円
						⑨市民税所得割額 239,000円未満	52,000円	51,100円
						⑩市民税所得割額 301,000円未満	56,000円	55,000円
						⑪市民税所得割額 397,000円未満	60,000円	58,900円
						⑫市民税所得割額 397,000円以上	72,000円	70,700円

5 保育所利用者負担額比較表

現行					改正後						
入園児又は在園児の属する世帯の階層区分				月額保育料		入園児又は在園児の属する世帯の階層区分					
市階層	定 義			3歳未満児	3歳以上児	市階層	定 義			3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0	0	A	生活保護法(昭和25年法律144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0	0
BB	市町村民税非課税世帯	母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯		0	0	BB	市民税非課税世帯	母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯		0	0
B		上記以外の世帯		7,000 3,500 0	6,000 3,000 0	B		上記以外の世帯		7,000 3,500 0	6,000 3,000 0
C1	市町村民税課税世帯	母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯		14,000 7,000 0	12,000 6,000 0	CC	市民税所得割額48,600円未満	母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯		14,000 7,000 0	12,000 6,000 0
C2		上記以外の世帯		18,000 9,000 0	15,000 7,500 0	C		上記以外の世帯		17,000 8,500 0	15,000 7,500 0
D1	A階層を除き、25年分の所得について、備考第5項に規定するところにより計算した所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,500 円未満		26,000 13,000 0	23,000 11,500 0	D1	市民税所得割額69,000円未満		25,000 12,500 0	23,000 11,500 0	
D2		17,500 円以上 40,000 円未満		30,000 15,000 0	25,000 12,500 0	D2	市民税所得割額97,000円未満		29,000 14,500 0	25,000 12,500 0	
D3		40,000 円以上 103,000 円未満		42,000 21,000 0	28,000 14,000 0	D3(新)	市民税所得割額133,500円未満		36,000 18,000 0	28,000 14,000 0	
D4		103,000 円以上 215,000 円未満		51,000 25,500 0	29,000 14,500 0	D4	市民税所得割額169,000円未満		42,000 21,000 0	28,000 14,000 0	
D5		215,000 円以上 413,000 円未満		57,000 28,500 0	30,000 15,000 0	D5(新)	市民税所得割額200,000円未満		48,000 24,000 0	29,000 14,500 0	
D6		413,000 円以上 734,000 円未満		60,000 30,000 0	31,000 15,500 0	D6	市民税所得割額239,000円未満		52,000 26,000 0	29,000 14,500 0	
D7		734,000 円以上		78,000 39,000 0	40,000 20,000 0	D7	市民税所得割額301,000円未満		56,000 28,000 0	30,000 15,000 0	
						D8	市民税所得割額397,000円未満		60,000 30,000 0	31,000 15,500 0	
						D9	市民税所得割額397,000円以上		72,000 36,000 0	40,000 20,000 0	

